

店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

2019年5月27日

|               | 新                                                                                                                                                                                                                                | 旧                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第16条（解約）      | （省略）                                                                                                                                                                                                                             | （省略）                                                                                                                                                                                                   |
|               | （１） お客さまが当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、または当社が <u>合理的理由により</u> お客さまに対しお客さまとの取引の解約の申し出をしたとき。                                                                                                                                              | （１） お客さまが当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、または当社がお客さまに対しお客さまとの取引の解約の申し出をしたとき。                                                                                                                                     |
|               | （省略）                                                                                                                                                                                                                             | （省略）                                                                                                                                                                                                   |
|               | （１０） お客さまが、当社が提供する取引システム（プログラム等を含む。）または取引システムを利用するための機器・回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。）等の利用にあたり、取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款および「取引規定等」で当社が想定している以外の方法を用いたと当社が <u>合理的に</u> 判断したとき、または取引システムでは通常実行できないような方法を行ったと当社が <u>合理的に</u> 判断したとき。 | （１０） お客さまが、当社が提供する取引システム（プログラム等を含む。）または取引システムを利用するための機器・回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。）等の利用にあたり、取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款および「取引規定等」で当社が想定している以外の方法を用いたと当社が判断したとき、または取引システムでは通常実行できないような方法を行ったと当社が判断したとき。 |
|               | （１１） お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等に何らかの負荷を与える等、当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が <u>合理的に</u> 判断したとき。                                                                                                                        | （１１） お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等に何らかの負荷を与える等、当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。                                                                                                           |
|               | （１２） 方法の如何にかかわらず、お客さまの注文が、市場もしくは当社の公正な価格形成、他のお客さまの取引、当社のカバー取引、または当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が <u>合理的に</u> 判断したとき。                                                                                                                      | （１２） 方法の如何にかかわらず、お客さまの注文が、市場もしくは当社の公正な価格形成、他のお客さまの取引、当社のカバー取引、または当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき。                                                                                                         |
| 第26条（免責事項）    | （１３） お客さまによる当社との取引にかかる価格等の情報の取得方法または利用方法が不適切であると当社が <u>合理的に</u> 判断したとき。                                                                                                                                                          | （１３） お客さまによる当社との取引にかかる価格等の情報の取得方法または利用方法が不適切であると当社が判断したとき。                                                                                                                                             |
|               | （省略）                                                                                                                                                                                                                             | （省略）                                                                                                                                                                                                   |
|               | <u>（１６） お客さまが取引口座を利用して当社との取引と関係がない入出金を繰り返し行っていると当社が合理的に判断したとき。</u>                                                                                                                                                               | <u>（新設）</u>                                                                                                                                                                                            |
|               | <u>（１７） 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が合理的に判断したとき。</u>                                                                                                                                                                       | <u>（１６）</u> 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。                                                                                                                                                 |
|               | （省略）                                                                                                                                                                                                                             | （省略）                                                                                                                                                                                                   |
|               | （５） 通信回線 <u>および</u> 通信機器、システム機器等の瑕疵 <u>または</u> 障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む。）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウィルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害 <u>または</u> 損失。 <u>ただし、当社の故意または重過失に起因する損害または損失を除く。</u>                                           | （５） 通信回線 <u>及び</u> 通信機器、システム機器等の瑕疵 <u>又は</u> 障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む。）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウィルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害 <u>又は</u> は損失。                                                          |
| 第27条（損害賠償の制限） | （６） 当社の推奨環境ではない状態で、取引を行ったことによる損害 <u>または</u> 損失。                                                                                                                                                                                  | （６） 当社の推奨環境ではない状態で、取引を行ったことによる損害 <u>又は</u> は損失。                                                                                                                                                        |
|               | （７） 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害および損失。 <u>ただし、当社の故意または重過失に起因する損害または損失を除く。</u>                                                                                                            | （７） 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害および損失。                                                                                                                         |
|               | （８） お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害 <u>または</u> 損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。                                                                                                                                        | （８） お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害 <u>又は</u> は損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。                                                                                                              |
|               | （省略）                                                                                                                                                                                                                             | （省略）                                                                                                                                                                                                   |
|               | （１２） その他、当社の <u>故意または重過失に起因しない</u> 損害または損失。                                                                                                                                                                                      | （１２） その他、当社の <u>責めに帰すことのできない事由の発生による</u> 損害 <u>又は</u> は損失。                                                                                                                                             |
|               | 当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、お客さまの得べかりし利益については、当社は <u>原則として</u> 責任を負わないものとします。 <u>ただし、当社に故意または重過失があることにより、法令により当社が損害賠償責任を負うものについては、この限りではありません。</u>                                                                                      | 当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、 <u>その事由の如何に関わらず、</u> お客さまの得べかりし利益については、当社は <u>一切の</u> 責任を負わないものとします。                                                                                                             |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第28条（取引条件変更の通知）     | 各「取引規定等」において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知するものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>本約款または</b> 各「取引規定等」において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知するものとします。                                                       |
| 第29条（取引サービス中止および廃止） | やむを得ない事情がある場合、第28条および第30条の規定に従った公示およびお客さまに対する事前の通知により、当社はサービスの全部 <b>また</b> は一部の提供を中止または廃止することができるものとし、お客さまはこのことをあらかじめ了承するものとします。<br><br>（省略）                                                                                                                                                                                                                                                                     | やむを得ない事情がある場合、第28条および第30条の規定に従った公示およびお客さまに対する事前の通知により、当社はサービスの全部 <b>又</b> は一部の提供を中止または廃止することができるものとし、お客さまはこのことをあらかじめ了承するものとします。<br><br>（省略）                  |
| 第32条（本約款の変更）        | <u>当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。</u><br><u>（1）本約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。</u><br><u>（2）本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u><br><u>2 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の2週間前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：https://www.central-tanshifx.com）に掲示し、またはお客さまに電子メールで通知します。</u><br><u>3 変更後の本約款の効力発生日以降にお客さまが当社との取引を行ったときは、お客さまは、本約款の変更に同意したものとみなします。</u> | <u>本約款は関係する法令等が変更される場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客さまが所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客さまがその変更に同意したものと当社がみなします。</u> |